

高知県園芸品販売拡大協議会負担金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>(趣旨) 第1条～第14条(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第6条、第9条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則(略)</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条～第14条(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第6条、第9条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則(略)</p>